

(別紙)

地方消費税交付金(社会保障財源化分)が充てられる社会保障施策に要する経費

平成26年4月1日以降、消費税率(国・地方)が5%から10%へ段階的に引き上げられたことに伴い、地方消費税交付金の増収分については、その用途を明確化し、社会保障施策に要する経費に充てるものとされています。

令和3年度北谷町一般会計歳入歳出決算における社会保障施策に要する経費への充当状況については、次のとおりです。

【歳入】 地方消費税交付金(社会保障財源化分) 345,402 千円

【歳出】 地方消費税交付金(社会保障財源化分)が充てられる社会保障施策に要する経費 2,358,710 千円

(単位：千円)

事業名		令和3年度 決算額 (人件費を除く。)	財源内訳			
			特定財源		一般財源	
			国県支出金	その他	地方消費税交付金 (社会保障財源化分)	その他
社会福祉	社会福祉費	1,491,981	1,024,793	329	68,365	398,494
	老人福祉費	81,402	395	42,156	5,689	33,162
	児童福祉費	3,157,151	2,279,681	101,145	113,682	662,642
	小計	4,730,534	3,304,869	143,630	187,736	1,094,298
社会保険	国民健康保険事業 (繰出金)	435,399	155,219	0	41,029	239,151
	介護保険事業 (繰出金)	294,952	0	0	43,192	251,760
	後期高齢者医療事業 (繰出金)	245,730	33,143	0	31,131	181,457
	小計	976,081	188,362	0	115,352	672,368
保健衛生	保健衛生費	494,188	198,626	6,606	42,314	246,642
	小計	494,188	198,626	6,606	42,314	246,642
合計		6,200,803	3,691,857	150,236	345,402	2,013,308